

## モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
------------------	--------------------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	10	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
施策目標	10-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
個別目標1		医療保険者における特定健診・特定保健指導を実施すること
		(評価対象事務事業) ・ 特定健康診査・保健指導国庫負担(補助)金
個別目標2		療養病床から老人保健施設等への転換を促進すること
		(評価対象事務事業) ・ 病床転換助成事業交付金
<b>施策の概要(目的・根拠法令等)</b> 今後、急速な高齢化の進展等により、医療費の増大が避けられない中、医療を特に必要とする高齢者への適切な医療を確保するためには、給付の効率化を図り、医療費の適正化を進めていくことで、国民皆保険制度を維持する必要がある。 そこで、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、医療費増加の構造的要因に着目し、中長期的な視点から、医療費の適正化を総合的かつ計画的に推進することとしており、国は平成20年度より医療費適正化計画(5カ年計画)を定めて国民の健康の保持増進・医療提供体制の効率化に関する施策を推進することとされている。具体的には、特定健康診査・特定保健指導等の実施を通じた生活習慣病対策、医療機能の連携の推進等による平均在院日数の短縮を推進していくこととしている。		
主管部局・課室	保険局総務課医療費適正化対策推進室	
関係部局・課室		

## 2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の数(単位:人) (前年度以下(平成24年度において平成20年度と比べて10%以上減少)/毎年度)	—	—	—	—	—
2	平均在院日数の全国平均と最短県の差(単位:日)(前年度以下(平成24年度において平成18年10月と比べて1/3短縮する)/毎年度)	—	—	—	—	—

(調査名・資料出所、備考)

指標1及び2は、いずれも平成20年度からの施策であり、平成20年度の取組を踏まえた実績値が現段階では得られていない。

※ 指標1については、法令に基づく保険者からの報告の期限である平成21年11月以降に公表予定。

※ 指標2については、平成20年厚生労働省医療施設(動態)調査・病院報告による。(公表は平成21年末となる見込み)

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標1					
医療保険者における特定健診・特定保健指導を実施すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 特定健診実施率(国保・健保) (単位:%) <前年度以上(平成24年度に70%以上)/毎年度>	—	—	—	—	—
2 特定保健指導実施率(国保・健保) (単位:%) <前年度以上(平成24年度に45%以上)/毎年度>	—	—	—	—	—
3 特定健診実施率(協会けんぽ) (単位:%) <事業計画に定める実施率(平成20年度は54.4%)(平成24年度に70%)/毎年度>	—	—	—	—	—
4 特定保健指導実施率(協会けんぽ) (単位:%) <事業計画に定める実施率(平成20年度は26.3%)(平成24年度に45%)/毎年度>	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考) 指標1～4は、いずれも平成20年度からの施策であり、実績値が得られていない。 平成20年度実績は平成21年11月以降に確定する見込。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	特定健康診査・保健指導国庫負担(補助)金				
平成20年度 予算額等	35,666百万円 (補助割合(市町村国保):[国1/3][都道府県1/3]) (補助割合(市町村国保以外の保険者):定額) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	13,379百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(各医療保険者)				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
平成20年4月より、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者は40～74歳の加入者に対して糖尿病等生活習慣病の予防に着目した健診及び保健指導(以下「特定健診等」という。)の実施が義務付けられたところである。 生活習慣病の予防という成果をあげるためには、特定健診等の実施率を高めることが必要となることから、国における国民の健康の保持の責任を果たし、医療保険者の積極的な取組に伴う財政的な負担を軽減するため、国が必要な助成を行うこととしている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	—	—	—	35,666
予算上事業数等	—	—	—	—	—
①特定健診の目標実施率(%)	—	—	—	—	(各保険者毎に 平成24年度に 達成することを)
②特定保健指導の目標実施率(%)	—	—	—	—	

※5年毎に設定。					見据えて設定するもの。)
事業実績数等					
①特定健診の実施率(%)	—	—	—	—	—
②特定保健指導の実施率(%)	—	—	—	—	—
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>初年度(平成20年度)の実績の確定値は得られておらず、正確な評価を行うことは困難であるが、決算額で見ると執行実績は低調である。これは、平成20年度が新制度施行初年度であり、新制度の理解不足からくる混乱が見られたこと、特定健診・保健指導の実施のための契約の締結が遅れたこと等の要因から実施率が伸び悩んだこと等によるものと考えられる。</p> <p>今後、特定健診・保健指導が円滑に実施されるよう、厚生労働省としても、引き続き制度の周知・徹底に努め、必要に応じて指導を行っていく必要がある。</p>					
<p>※ 特定健診・特定保健指導の目標実施率については5年毎(特定健診は平成24年度に70%以上、特定保健指導は平成24年度に45%以上)に設定しているため、平成20年度の欄には記載していない。</p>					

個別目標2						
療養病床から老人保健施設等への転換を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	医療療養病床数(単位:床) (前年度以下(平成24年度に約21万床(44都道府県の合算値、引き続き転換を支援しつつ整備水準を検証))/毎年度)	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考)						
平成20年度からの施策であり、それを踏まえた実績値が現段階では得られていない。						
※指標1については、平成20年度からの施策であり、平成19年度以前の欄は記載できず、平成20年度実績値については、厚生労働省医療施設(動態)調査・病院報告を通じて公表予定(平成20年の年次報告については、平成21年末公表見込み)						
参考統計						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	病院報告(厚生労働省)	—	—	—	—	—
2	医療施設調査(厚生労働省)	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考)						
平成20年度の取組を踏まえた統計値は、現段階では得られていない。						
平成20年厚生労働省医療施設(動態)調査・病院報告については、平成21年末公表見込み						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	病床転換助成事業交付金					
平成20年度予算額等	2,296百万円 (補助割合:[国10/27][都道府県5/27][保険者12/27]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
平成20年度決算額	83百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						

療養病床の再編成は、より介護を必要とする患者が多く入院する長期入院病床を介護保険施設（老人保健施設や有料老人ホーム）等に転換することが取組の中心であり、この再編成を円滑に進めるため、都道府県は、都道府県医療費適正化計画に基づき療養病床から介護保険施設等への転換が図られるよう、管下の医療機関の転換に伴う整備費用の一部を助成する。

国は、都道府県に対し、負担割合に応じた交付金を交付する。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	—	—	—	2,296
予算上事業数等 医療療養病床の転換 数(床)	—	—	—	—	10,000
事業実績数等 医療療養病床の転換 数(床)	—	—	—	—	463

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

初年度（平成20年度）の事業実績は463床となっており、数値が伸び悩んだ。これは、平成20年度が事業初年度であったこと、平成21年度の介護報酬改定を見据え、平成20年度は転換を見送った医療機関等が多数存在したこと等が要因であると考えられる。

今後、都道府県を通じて転換意向を改めて調査し、必要に応じて来年度の予算要求に反映させていくとともに、補助単価の引き上げについても検討するなど、引き続き転換が円滑に進むよう支援していく必要がある。